

定 款 細 則

特定非営利活動法人
町田市学童保育クラブの会

定 款 細 則

第 1 章 総 則

(根 拠)

第 1 条 この定款細則（以下「細則」という。）は、特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会定款（以下「定款」という。）第 5 5 条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目 的)

第 2 条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる事業の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び理事長、事務局長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 定款第 3 条の規定により会員の協働による運営の下、法人の展開する事業を利用する者の本位に立ち、民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(職務の代理)

第 4 条 定款第 1 5 条第 2 項の規定による理事長に事故あるとき、または欠けたときに副理事長が職務代行を行う順位については、総会における役員選出後、速やかに確認し、総会に報告するものとする。

(業務の決定と職務権限)

第 5 条 定款第 1 5 条第 3 項および第 2 1 条第 1 項（1）の規定による理事会の業務決定事項については、別表 1 のとおりとする。

2 理事長及び事務局長の職務権限については、別表 2 のとおりとする。

(理事の意志表示)

第 6 条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第 2 2 条第 3 項の規定による意志の表示を別紙 1 の様式により行うものとする。

2 上記の書面は他の者による代筆を認めない。

第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第7条 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも5日前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第8条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、5日前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第9条 理事及び評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第10条 理事会及び評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第11条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

(議事録等)

第12条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日および時間
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席者氏名
 - (4) 理事現員（評議員現員）
 - (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
 - (6) 議事録署名人
 - (7) 議案
 - (8) 議案に関する発言の内容
 - (9) 議案に関する審議の結果
 - (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
 - (11) その他必要と認められた事項
- 2 作成した議事録は、常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監 事

(理事会等への参加)

第13条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第14条 定款第15条第4項の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上決定するものとする。

なお、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会ならびに総会に報告しなければならない。

第4章 総 会

(総会の招集)

第15条 理事長は、総会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも5日前までに、開催の日時、場所及び付議事項を会員に通知しなければならない。

(資料の提出)

第16条 理事長は総会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、5日前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第17条 会員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第18条 総会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第19条 総会における表決の方法は挙手による。

(議事録等)

第20条 総会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日および時間
 - (2) 開催場所
 - (3) 正会員総数および出席した正会員の数（書面出席含む）
 - (4) 定足数に関する規定（定款の引用）
 - (5) 議事録署名人
 - (6) 議案
 - (7) 議案に関する発言の内容
 - (8) 議案に関する審議の結果
 - (9) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
 - (10) その他必要と認められた事項
- 2 作成した議事録は、常に閲覧できるよう保管するものとする。

第5章 雑 則

(事業計画及び予算執行の特例)

第21条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(名誉理事長)

第22条 法人は、理事長経験者で法人の設立および発展に顕著な功績のあった者に名誉理事長の称号を贈ることができる。

- 2 名誉理事長の選任は理事長が推薦し、理事会で承認する。
- 3 名誉理事長は理事および監事を兼ねることができない。

(事務局および職員)

第23条 定款第54条に定める事務局長について、職員として採用された者が事務局長に任命された場合、通常の人事の取扱とする。

付 則

- 1 この細則は、2007年11月4日制定し、2007年7月1日より施行する。

別表1（第5条関係）

理事会の法人業務決定事項

- 1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- 2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- 3) 定款の変更
- 4) 合併
- 5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- 6) 法人の展開する事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項
- 7) 定款細則、経理規定等法人の運営に関する規則の制定及び変更
- 8) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約
- 9) 役員報酬に関する事項
- 10) 評議員の選任の同意
- 11) その他、法人業務に関する重要事項

別表2（第5条関係）

事 案 決 済 専 決 事 項

〔一般・人事に関する事案〕

事 案	役職名 区 分	理 事 長	事務局長
		専決事項	専決事項
1	法人業務の基本に関すること	○	
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○	
3	規定、規則等の制定改廃に関すること	○	
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○	
5	予算の流用・予備費の支出	○	
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○	
7	公示、公告に関すること	○	
8	寄付の募集及び受領に関すること	○	
9	訴訟に関すること	○	
10	債権の免除・効力の変更に関すること	○	
11	法人の組織及び権限に関すること	○	
12	職員の任免に関すること	○	
13	職員の配置に関すること	○	
14	非常勤職員、臨時職員の採用に関すること		○
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		○
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		○
17	職員の初任給に関すること		○
18	職員の昇給に関すること	○	
19	職員の昇給決定に関すること	○	
20	休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること	○	
21	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	
22	職員の健康診断に関すること		○
23	施設設備の保守管理・物品の修理等に関すること		○
24	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること		軽易なもの○
25	職員の研修に関すること		○
26	金融機関を指定すること	○	
27	指定管理の協定に関すること	○	

※ 専決事項のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。

〔法人収入に関する事案〕

事 案	役職名 区 分	理 事 長	事務局長
		専決事項	専決事項
1	委託費及び補助金の収入に関する事案	○	
2	過誤納金の充当又は還付に関する事案		○
3	受贈の承認・寄付金に関する事案	100万円以上○	100万円未満○
4	その他の収入に関する事案		○

〔法人支出に関する事案〕

事 案	役職名 区 分	理 事 長	事務局長
		専決事項	専決事項
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関する事案	10万円以上 100万円未満	10万円未満
2	請負又は受託に関する事案	10万円以上 100万円未満	10万円未満
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事案		○
4	緊急を要する物品の購入	○	

注1 理事長の専決事項については、執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(別紙1)

特定非営利活動法人
町田市学童保育クラブの会

第〇〇理事会
(〇〇年〇月〇日開催)

出席・欠席
(どちらかに〇をしてください。)
欠席の場合は下記に賛否を表明してください。
(該当するものに〇)

第1号議案 賛 否

第2号議案 賛 否

：

理事氏名 _____ 印

(〇月〇日必着)